

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文 目次

- 農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）（第一条関係） 1
- 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）（第二条関係） 7
- 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）（第三条関係） 8

改 正 後	現 行
<p>（都道府県又は指定都市が処理する事務）</p> <p>第十二条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第十九条の十四の規定の施行に必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十九条の十四第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この条において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に関する事務</p> <p>次のイ又はロに掲げる製造業者等の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</p> <p>イ 製造業者等であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定する指定都市内製造業者等を除く。以下この条において「都道府県内製造業者</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十二条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第十九条の十四の規定の施行に必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十九条の十四第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下この条において「特定製造業者等」という。）に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事</p> <p>（新設）</p>

等」という。) 当該都道府県の知事

ロ 製造業者等であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。)の区域内のみにあるもの(以下この条において「指定都市内製造業者等」という。) 当該指定都市の長

二 法第十九条の十四第一項の規定による前号イ又はロに定める者の指示に係る同条第三項の規定による命令及び当該命令に係る法第十九条の十四の二の規定による公表に関する事務 次イ又はロに掲げる製造業者等の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 都道府県内製造業者等 当該都道府県の知事

ロ 指定都市内製造業者等 当該指定都市の長

三 法第二十条第三項の規定による製造業者等に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次イ又はロに掲げる製造業者等の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる製造業者等以外の製造業者等 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 製造業者等であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事(都道府県知事にあつては、法第十九条の十四の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。)

四 法第二十条第三項の規定による製造業者等とその事業に関して関係

(新設)

二 法第十九条の十四第一項の規定による前号に定める都道府県知事の指示に係る同条第三項の規定による命令及び当該命令に係る法第十九条の十四の二の規定による公表(いづれも特定製造業者等に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県知事

(新設)

(新設)

三 法第二十条第三項の規定による製造業者等に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

(新設)

(新設)

四 法第二十条第三項の規定による製造業者等とその事業に関して関係

のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務
次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める
者

イ 製造業者等とその事業に関して関係のある事業者であつて、ロに
掲げる事業者以外のもの 当該製造業者等とその事業に関して関係
のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 製造業者等とその事業に関して関係のある事業者であつて、その
主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及
び当該指定都市を包括する都道府県の知事

五 法第二十条第三項の規定による製造業者等又はその者とその事業に
関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当
該立入検査又は質問に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、
当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府
県知事

ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を
包括する都道府県の知事

六 法第二十一条の二第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の
規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする次のイ又はロに
掲げる製造業者等の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる製造業者等以外の製造業者等 当該製造業者等の主た
る事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 製造業者等であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあ

のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務
当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

(新設)

(新設)

五 法第二十条第三項の規定による製造業者等又はその者とその事業に
関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当
該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する都道府県知事

(新設)

(新設)

六 法第二十一条の二第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の
規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする製造業者等の主
たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

(新設)

(新設)

るもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の
知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣
総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第十九条の十四第二項及び
第四項並びに第二十条第六項の規定を除く。）は、都道府県知事又は指
定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用が
あるものとする。

3 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一
号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めると
ころにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなけれ
ばならない。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第二
号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、そ
の内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

5 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第三
号から第五号までに掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産
省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に
応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

- 一 都道府県内製造業者等及び指定都市内製造業者等以外の製造業者等
又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つ
た場合 消費者庁長官及び農林水産大臣

二 指定都市の長が都道府県内製造業者等又はその者とその事業に関し

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣
総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第十九条の十四第二項及び
第四項並びに第二十条第六項の規定を除く。）は、都道府県知事に関す
る規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を
行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その
内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第二号に掲げる事務を
行つた場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁
長官に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号まで
に掲げる事務（特定製造業者等以外の製造業者等又はその者とその事業
に関して関係のある事業者に関するものに限る。）を行つた場合には、
内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長
官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

（新設）

（新設）

て関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該都道府県の知事

三 都道府県知事が指定都市内製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該指定都市の長

6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、次の各号に掲げる製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第二十条第三項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該製造業者等が法第十九条の十三の二の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第十九条の十四第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める者がした指示に係るものに限る。）をとつていないと思料するときは、その旨を当該製造業者等の区分に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 都道府県内製造業者等 当該都道府県の知事
二 指定都市内製造業者等 当該指定都市の長

7 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第二十一条の二第二項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。

8 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第二十一条の二第二項の規定による調査を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

（新設）

6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、特定製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第二十条第三項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該特定製造業者等が法第十九条の十三の二の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第十九条の十四第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る。）をとつていないと思料するときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

（新設）
（新設）

7 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第二十一条の二第二項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第二十一条の二第二項の規定による調査を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

<p>一 都道府県知事が指定都市内製造業者等に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該指定都市の長</p> <p>二 指定都市の長が都道府県内製造業者等に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該都道府県の知事</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣</p> <p>9 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。</p>
--	---

改正案	現行
<p>（地方厚生局長への権限の委任）</p> <p>第八条 法第三十五条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち法第三十二条第三項において準用する法第二十七条第一項の規定による権限は、<u>法第三十二条第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</u></p> <p>（削る）</p>	<p>（地方厚生局長への権限の委任）</p> <p>第八条 法第三十五条第三項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>一 法第三十二条第一項及び第二項の規定による権限 法第三十一条第一項の規定に違反して表示をした者の主たる事務所の所在地（当該表示をした者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する地方厚生局長</p> <p>二 法第三十二条第三項において準用する法第二十七条第一項の規定による権限 法第三十二条第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長</p>

改正後	現行
<p>第三条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（第五条第一項本文の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の長が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長</p> <p>二（五）（略）</p> <p>（都道府県又は指定都市が処理する農林水産大臣の権限に属する事務）</p> <p>第五条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第二号から第五号までに掲げる事務（第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、法第六条の規定の施行に必要と認められる場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>第三条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（第五条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長</p> <p>二（五）（略）</p> <p>（都道府県が処理する農林水産大臣の権限に属する事務）</p> <p>第五条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第二号から第五号までに掲げる事務（第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、法第六条の規定の施行に必要と認められる場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを</p>

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるものに限るものに限る。）に関する事務 次イ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定する指定都市内食品関連事業者を除く。以下この条及び次条において「都道府県内食品関連事業者」という。） 当該都道府県の知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の指定都市の区域内のみにあるもの（以下この条及び次条において「指定都市内食品関連事業者」という。） 当該指定都市の長

二 法第八条第二項の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次イ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあつては、法第六条第一項の規定により自ら行う指示に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）

妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下この条及び次条において「特定食品関連事業者」という。）に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

（新設）

（新設）

二 法第八条第二項の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 当該食品関連事業者の主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事

（新設）

（新設）

三 法第八条第二項の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次イ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、ロに掲げる事業者以外のもの 当該食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

四 法第八条第二項の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該立入検査又は質問に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

五 法第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連

三 法第八条第二項の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

(新設)

(新設)

四 法第八条第二項の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する都道府県知事

(新設)

(新設)

五 法第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

(新設)

事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定（法第六条第二項及び第六項並びに第八条第八項及び第九項の規定を除く。）は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

3 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第二号から第四号までに掲げる事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 農林水産大臣

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該都道府県の知事

三 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者又はその者とその事業に

（新設）

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定（法第六条第二項及び第六項並びに第八条第八項及び第九項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第二号から第四号までに掲げる事務（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

関して関係のある事業者に関する事務を行った場合、当該指定都市の長

5 農林水産大臣は、第一項ただし書の規定により次の各号に掲げる食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第八条第二項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該食品関連事業者が法第五条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六条第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める者がした指示に係るものに限る。）をとっていないと思料するときは、その旨を当該食品関連事業者の区分に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

二 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

6 農林水産大臣は、第一項ただし書の規定により法第十二条第三項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。

7 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第五号に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 農林水産大臣及び当該指定都市の長

5 農林水産大臣は、第一項ただし書の規定により特定食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第八条第二項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該特定食品関連事業者が法第五条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六条第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る。）をとっていないと思料するときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

（新設）

（新設）

6 農林水産大臣は、第一項ただし書の規定により法第十二条第三項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第五号に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（新設）

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 農林水産大臣及び当該都道府県の知事

三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 農林水産大臣

8 第一項ただし書の場合において、農林水産大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第二号から第五号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務)

第六条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（酒類及び次条第一項本文の内閣府令で定める事項に係るものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第六条の規定の施行に關し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも都道府県内食品関連事業者又は指定都市内食品関連事業者に限る。）に關する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

ロ 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

二 法第六条第一項の規定による前号イ又はロに定める者の指示に係る同条第五項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定によ

(新設)

(新設)

8 第一項ただし書の場合において、農林水産大臣又は都道府県知事が同項第二号から第五号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務)

第六条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（酒類及び次条第一項本文の内閣府令で定める事項に係るものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第六条の規定の施行に關し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも特定食品関連事業者に限る。）に關する事務 当該特定食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

(新設)

(新設)

二 法第六条第一項の規定による前号に定める都道府県知事の指示に係る同条第五項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定によ

る公表に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

ロ 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

三 法第八条第一項の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあつては、法第六条の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）

四 法第八条第一項の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、

ロに掲げる事業者以外のもの 当該食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、

よる公表（いずれも特定食品関連事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事

（新設）

（新設）

三 法第八条第一項の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 当該食品関連事業者の主たる事務所を管轄する都道府県知事

（新設）

（新設）

四 法第八条第一項の規定による食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

（新設）

（新設）

その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

五 法第八条第一項の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該立入検査又は質問に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

六 法第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定（法第六条第二項及び第六項並びに第八条第八項及び第九項の規定を除く。）は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

3 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一

五 法第八条第一項の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する都道府県知事

（新設）

（新設）

六 法第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

（新設）

（新設）

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定（法第六条第二項及び第六項並びに第八条第八項及び第九項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号又は第二号に掲

号又は第二号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号までに掲げる事務を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 消費者庁長官

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該都道府県の知事

三 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該指定都市の長

5 消費者庁長官は、第一項ただし書の規定により次の各号に掲げる食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該食品関連事業者が法第五条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六条第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める者がした指示に係るものに限る。）をとっていないと思料するときは、その旨

げる事務を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号までに掲げる事務（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

5 消費者庁長官は、第一項ただし書の規定により特定食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該特定食品関連事業者が法第五条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六条第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る。）をとっていないと思料するときは、その旨

を当該食品関連事業者の区分に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

二 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

6 消費者庁長官は、第一項ただし書の規定により法第十二条第三項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。

7 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び当該指定都市の長

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び当該都道府県の知事

三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 消費者庁長官

8 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第七条 (略)

2～7 (略)

旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

(新設)

(新設)

6 消費者庁長官は、第一項ただし書の規定により法第十二条第三項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

8 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官又は都道府県知事が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第七条 (略)

2～7 (略)

8 第一項第三号（法第六条第八項の規定による業務の全部又は一部を停止すべきことの命令に係る部分を除く。）、第四号、第五号及び第六号（法第八条第七項の規定による委託に係る部分を除く。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

8 第一項第三号（法第六条第八項の規定による業務の全部又は一部を停止すべきことの命令に係る部分を除く。）、第四号、第五号及び第六号（法第八条第七項の規定による委託に係る部分を除く。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。